令和８年度

市民税 県民税 森林環境税 特別徴収のしおり

特別徴収納入書の『指定番号』欄には、
以下の例の通り記載をお願いします。

（例）

指定番号
00800000-0

なお、指定番号は市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）に記載がありますのでご確認ください。

このしおりには次の書類が綴ってあります

令和８年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書 ……… 表紙裏面
令和８年度特別徴収の取扱いについて …………………………… P１
退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について ……………… P２
異動届出書の記入について …………………………………… P４
特別徴収の納入書の取扱いについて ……………………………… P６

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 ………………（2部）
普通徴収から特別徴収への変更依頼書 ……………………………（2部）
市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書 …（1部）
特別徴収義務者住所・名称等変更届出書 ……………………………（1部）
ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書 …………………………………（1部）
市民税・県民税・森林環境税特別徴収納入書 ………………………（1部）

愛知県刈谷市

市町村コード　２３２１０６

◎特別徴収事務についてのお問い合わせ、
用紙不足の際は下記へご連絡ください。

刈谷市役所　税務課

〒448-8501　愛知県刈谷市東陽町１－１
TEL (0566) 62-1205 (直通)
URL https://www.city.kariya.lg.jp/

令和８年度　特別徴収の取扱いについて

1.　市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

地方税法及び刈谷市税条例の規定により、納税義務者がその１年間に納入しなければならない市民税・県民税・森林環境税額を、毎月貴事業所で給料が支払われるときに月割の税額で徴収して納入していただくことをいいます。

2.　特別徴収義務者とは

地方税法及び刈谷市税条例の規定により指定された給与の支払者のことをいいます。

従って５月31日までに刈谷市から「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」等が送達されますと特別徴収の義務が発生し、特別徴収義務者は毎月定められた税額を差し引いて定められた納期限までに納入しなければなりません。

3.　特別徴収の方法

①徴収……「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」及び「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」に６月分から翌年５月分までの月割額が記載してありますので、６月を第１回目として毎月支払われる給料から月割額を順次徴収してください。ただし、納税者の市民税・県民税が均等割額相当額以下のときは、当初の６月分で全額徴収してください。

②納入……各納税義務者から徴収した月割額の合計額は、その徴収した月の翌月の10日(土日祝の場合はその翌日)までに「納入書」により金融機関等に納入してください。納期限までに納入されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に次の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

⑴　納期限の翌日から１月を経過する日までの期間…各年の延滞金特例基準割合(注)に年１％の割合を加算した割合(上限年7.3％)

⑵　納期限の翌日から１月を経過した日以後の期間…各年の延滞金特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合(上限年14.6％)

㈱「延滞金特例基準割合」…租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合＋１％

4.　納税義務者に異動（退職・転勤等）があった場合

①異動があった場合は必ず翌月の10日までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。

異動届出書が提出されていなかったり遅れたりしますと、貴事業所に督促状が発せられたり、滞納処分を受けたりします。また、退職者も一度に多くの未徴収税額を納めることになりますので、異動の発生した都度、速やかに提出してください。

②退職があった場合には、退職した年の翌年の１月31日までにその退職者の給与支払報告書を提出してください。退職者の給与の総額が30万円以下の場合は提出の義務はありませんが、公平公正な課税のために提出していただきますようご協力をお願いします。

5.　退職所得の分離課税について

退職手当等に係る市民税・県民税所得割額の納入については、退職手当等を支給するときに市民税・県民税を計算し、それを退職手当等から差し引き、退職した年の１月１日現在の退職者の住所地の市区町村に納入してください。なお、納入書の「退職所得分」欄と裏面の「納入申告書」には必要事項を記入し、徴収した月の翌月10日までに月割額と併せて納入してください。退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収については２ページ目以降もご参照ください。

6.　特別徴収税額の納期の特例について

給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者は、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を提出して市長の承認を受けた場合には、６月分から11月分までの特別徴収税額を12月10日(土日祝の場合はその翌日)までに、12月分から翌年５月分までの特別徴収税額を翌年６月10日(土日祝の場合はその翌日)までにまとめて納入することができます。

7.　特別徴収税額の変更について

今回の通知後、税額に誤りがあったり、その他変更する事由が生じたときは、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」により変更後の税額をお知らせしますので、同通知書の税額により徴収し、納入してください。

退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について

退職所得に係る市民税・県民税額は下記の計算式により算出してください。
納入は、徴収した月の翌月10日(土日祝の場合はその翌日)までに「市民税・県民税納入申告書」を市長に提出し、申告税額を同日までに「納入書」により納めてください。(「市民税・県民税納入申告書」は、「納入書」と同一用紙の「納入済通知書」の裏面になっています。)

Ⅰ　退職所得の金額の求め方

退職所得の金額＝（収入金額－退職所得控除額※1）×1/2※2
(1,000円未満の端数切捨て)

※1　退職所得控除額の計算(次頁に早見表がございます)

イ．勤続年数が20年以下の場合 40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円) ロ．勤続年数が20年を超える場合 800万円+70万円×(勤続年数−20年)

※2　勤続年数が5年以内のもののうち、法人役員等については退職所得の金額、それ以外のものについては退職所得の300万円を超える部分について、この2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。

Ⅱ　特別徴収すべき市民税·県民税額の求め方

市民税＝退職所得の金額×6%
(100円未満の端数切捨て)
県民税＝退職所得の金額×4%
(100円未満の端数切捨て)

		税率			特別徴収すべき住民税額
退職所得の金額	×	市民税	6%	＝	市民税額
		県民税	4%		県民税額

計算例

勤続年数 24 年1か月で退職し、14,223,632 円の退職手当等を受けた場合の分離課税に係る所得割額の算出

1　退職所得控除額の計算

8,000,000円+700,000円×(25年−20年)=11,500,000円

(勤続年数は、24年1か月を1年に満たない部分は切り上げて、25年になります。)

2　退職所得の金額(1,000円未満の端数切捨て)

(14,223,632円−11,500,000円)×1/2=1,361,816円→1,361,000円

3　退職所得に係る市民税・県民税所得割額(100円未満の端数切捨て)

市民税額

1,361,000円×6%=81,660円→81,600円

県民税額

1,361,000円×4%=54,440円→54,400円

よって、特別徴収していただく市民税・県民税額は、市民税額81,600円、県民税額54,400円となり、合計額は136,000円となります。

参考　退職所得控除額早見表　（単位：万円）

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職	障害退職		一般退職	障害退職
2年以下	80	180	26年	1,220	1,320
3年	120	220	27年	1,290	1,390
4年	160	260	28年	1,360	1,460
5年	200	300	29年	1,430	1,530
6年	240	340	30年	1,500	1,600
7年	280	380	31年	1,570	1,670
8年	320	420	32年	1,640	1,740
9年	360	460	33年	1,710	1,810
10年	400	500	34年	1,780	1,880
11年	440	540	35年	1,850	1,950
12年	480	580	36年	1,920	2,020
13年	520	620	37年	1,990	2,090
14年	560	660	38年	2,060	2,160
15年	600	700	39年	2,130	2,230
16年	640	740	40年	2,200	2,300
17年	680	780	41年以上	2200万円に勤続年数が40年を超える1年ごとに70万円を加算した金額	2300万円に勤続年数が40年を超える1年ごとに70万円を加算した金額
18年	720	820			
19年	760	860			
20年	800	900			
21年	870	970			
22年	940	1,040			
23年	1,010	1,110			
24年	1,080	1,180			
25年	1,150	1,250			

※　退職所得に係る所得割を課税する都道府県及び市町村は、退職手当等の支払いを受ける人の退職手当等の支払いを受けるべき日(**通常は退職した日**)の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村となります。

異動届出書の記入について

納税者に異動（退職・転勤・休職等）があったときは、異動のあった月の翌月10日（土日祝の場合はその翌日）までに「給与支払報告／特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を必ず提出してください。

◎　この異動届出書は、１枚目は控え用で、２枚目は市提出用です。

◎　退職（死亡による退職を除く）、休職等のため、特別徴収のできなくなった納税者について、未徴収税額を納税者の了解を得て、退職手当等により一括徴収で納入してください。

◎　外国籍の方が退職等される場合は、日本国外へ出国されることがあるので、可能な限り一括徴収してください。

◎　異動届出書を、複数枚使用することが予想される場合は、あらかじめコピーしてご使用ください。

※異動届出書は、刈谷市役所ホームページ（https://www.city.kariya.lg.jp/）内のページID：1003008からダウンロードすることも可能です。

退職者の市民税・県民税・森林環境税の一括徴収

―― 地方税法第321条の5第2項 ――

（特別徴収税額の納入の義務等）

貴事業所の市民税・県民税・森林環境税納税義務者の方が退職された場合について、次のとおり定められていますので、特にご留意ください。

(1) 退職が12月までの場合、本人の申出があれば残りの税額（翌年５月分まで）を一括徴収してください。

(2) １月１日から４月30日までの退職の場合、退職時の給与または退職手当等の合計額が残りの税額（５月分まで）を超える時は退職された本人の意思にかかわらず、一括徴収してください。

ただし、死亡による退職の場合は一括徴収しないでください。

退職された方については速やかに異動届出書を提出してください。

異動届出書が提出されていなかったり遅れたりしますと、貴事業所に督促状が発せられたり、滞納処分を受けたりします。また、退職者も一度に多くの未徴収税額を納めることになりますので、異動の発生した都度、速やかに提出してください。

特別徴収の納入書の取扱いについて

●注　意　事　項

1．納入書は金融機関等で使用できます。ただし東海四県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合、本市の取扱店として指定しなければなりません。この場合、市民税・県民税・森林環境税特別徴収納入書記載例の前ページにある「指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

払込金融機関

(1)　三菱ＵＦＪ銀行、あいち中央農業協同組合、岡崎信用金庫、碧海信用金庫、名古屋銀行、あいち銀行、西尾信用金庫
十六銀行、愛知県中央信用組合、豊田信用金庫、東海労働金庫、百五銀行、知多信用金庫、京都銀行
（金融機関の名称は、統廃合により変更される場合があります。）

(2)　東海四県に所在するゆうちょ銀行・郵便局または指定されたゆうちょ銀行・郵便局

2．納入書を使って納める場合は、必ず該当月の納入書又は、予備の納入書に該当月を記入してご使用ください。
また、**納入の際の指定番号はハイフン以下の数字を含む番号となります。**
なお、書き誤り等があった場合は、末尾にある、日付を記入していない予備の２枚を使用して下さい。

3．給与等から徴収した特別徴収税額は、該当月の納入書の「給与分」の欄に記載し納入してください。

4．退職所得に係る市民税・県民税額を納入する場合は、該当月の納入書の「退職所得分」の欄及び裏面の納入申告書へ必要事項を記入して、給与分と併せて納入してください。

5．退職、休職等により市民税・県民税・森林環境税の月割額を徴収できなくなった場合は、異動届出書を提出してください。

6．退職により、残りの税額を一括徴収し納入していただく場合、「給与分」の欄へ他の徴収した月割額分と合算して記入し、「退職所得分」の欄へは記入しないでください。なお、この場合でも異動届出書をお忘れなく提出してください。

7．個人事業主の特別徴収義務者が、市民税・県民税納入申告書を使用する場合は、納入書の表面のみ記載したものを金融機関等に提出してください。（裏面の納入申告書は記載しないでください。）市民税・県民税納入申告書は、予備の納入書の裏面に記載し、個人番号が記載されるため金融機関等を経由せずに、郵送等により直接刈谷市役所税務課に提出してください。またその際、事業主の身元確認書類と番号確認書類の写しを同封してください。

記載例１（転勤等）特別徴収継続 …納税者が転勤先でも引き続き特別徴収される場合

（現年度）・新年度

市提出用

給与支払報告・（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書

「特別徴収」を○印で囲む

特別徴収義務者指定番号	00800000-0
連絡先 部署	経理課　給与係
担当者	鈴木　花子
電話	0566-23-1111

異動前の特別徴収義務者が記入

宛先	刈谷市長	令和８年　10月　７日提出
給与支払者（特別徴収義務者） 所在地又は住所	〒448-8501 ○○市××町18番	
名称又は氏名	（株）刈谷	
法人番号又は個人番号	1234567891234	

給与所得者（異動者） フリガナ	ミカワ　イチロウ
氏名	三河　一郎
生年月日	昭和61年　10月　10日　旧姓
受給者番号	002-1245
個人番号	123456789123
異動後の住所（現住所）	安城市桜町17番

特別徴収税額（年税額）	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動事由
	6月分から 9月分まで	10月分から 5月分まで	令和8年9月30日	2
(ア) 120,000円	(イ) 40,000円	(ウ)=(ア)-(イ) 80,000円		

給与天引きの済月を記入

異動事由：1 退職　2 転勤　3 休職　4 長期欠勤　5 死亡　6 税額が給与額より大きい　7 給与の支払が不定期　8 会社解散

左から番号を選択して記載

未徴収税額（ウ）の徴収方法を　A　B　C　から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

該当項目を○印で囲む

異動後の特別徴収義務者が記入

Ⓐ 転勤・特別徴収継続

新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合

新特別徴収義務者 所在地又は住所	〒460-0001 名古屋市中区栄１丁目１番１号 愛知ビル７階
フリガナ	アイチ
名称又は氏名	愛知（株）
法人番号	0123456789123
連絡先 部署	経理課労務係　担当者　佐藤　次夫
電話	052-481-5423（内線）007

誤読を避けるため必ずフリガナを記入

異動前の特別徴収義務者に確認して金額を記入

月割額　10,000円を　10月分から納入します。（11月　10日納期分）

新特別徴収義務者指定番号	新受給者番号
008 □□□□□-□	なし・（あり）（A-3210）

特別徴収税額の納入方法（該当する納入方法にレをうってください）
- レ 納入書使用
- 納入書不使用（金融機関の納入サービス利用）

Ⓑ 一括徴収（記入しない）

退職時の特別徴収義務者が給与から徴収する場合

一括徴収した税額は　　月分とあわせて納入します。（　月　日納期分）

一括徴収の理由（○印で囲んでください。）
1 異動が12月31日以前で、申出があったため（　　日　申出）
2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

一括徴収税額（（ウ）の金額）　円

●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。

Ⓒ 普通徴収（記入しない）

個人で納付する場合

一括徴収しない場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。
1 異動が12月31日以前で一括徴収の申出がないため
2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため
3 死亡による退職のため

◎異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

記載例２（退職等）一括徴収 …給与支払者が未徴収税額を給与または退職手当等からまとめて徴収する場合

市提出用　　給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書　　現年度・新年度

「特別徴収」を○印で囲む

宛先	給与支払者（特別徴収義務者）	
刈谷市長	所在地又は住所	〒448-8501 ○○市××町18番
令和9年　1月　7日提出	名称又は氏名	（株）刈谷
	法人番号又は個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4

特別徴収義務者指定番号	00800000-0
連絡先　部署	経理課 給与係
連絡先　担当者	鈴木 花子
連絡先　電話	0566-23-1111

異動前の特別徴収義務者が記入

給与所得者（異動者）	
フリガナ	ミカワ　ジロウ
氏名	三河　二郎
生年月日	昭和63年　3月　10日　旧姓
受給者番号	001-0523
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3
異動後の住所（現住所）	刈谷市桜町１丁目１５０番地

給与天引きの済月を記入

	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動事由
特別徴収税額（年税額）	6月分から 12月分まで	1月分から 5月分まで	令和8年12月18日	1
(ア) 120,000円	(イ) 70,000円	(ウ)=(ア)-(イ) 50,000円		

異動事由：1 退職　2 転勤　3 休職　4 長期欠勤　5 死亡　6 税額が給与額より大きい　7 給与の支払が不定期　8 会社解散　（左から番号を選択して記載）

未徴収税額（ウ）の徴収方法を　A　B　C　から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

Ⓐ 転勤・特別徴収継続（新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合）　【記入しない】

新特別徴収義務者	
所在地又は住所	〒
フリガナ	
名称又は氏名	
法人番号	
連絡先	部署　　担当者 電話

月割額　　円を　　月分から納入します。（　　月　　日納期分）

新特別徴収義務者指定番号	新受給者番号
	なし・あり（　　）

特別徴収税額の納入方法（該当する納入方法にレをうってください）	
	納入書使用
	納入書不使用（金融機関の納入サービス利用）

Ⓑ 一括徴収（退職時の特別徴収義務者が給与から徴収する場合）

一括徴収した税額は　1　月分とあわせて納入します。（　2　月　10　日納期分）

使用する納入書等の月分を記入

該当項目を○印で囲む

一括徴収の理由（○印で囲んでください。）	①異動が12月31日以前で、申出があったため（　12　月　18　日　申出） 2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため
一括徴収税額（（ウ）の金額）	50,000円

●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。

Ⓒ 普通徴収（個人で納付する場合）　【記入しない】

一括徴収しない場合は、次のいずれかを○で囲んでください。

1 …徴収の申出が…

2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため

3 死亡による退職のため

◎異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

記載例３　給与支払報告書提出後の退職…令和８年分の給与支払報告書（特別徴収）を提出した人で、特別徴収税額の決定通知書の送達までに退職した場合

現年度 ・ 新年度（○印）

市提出用

給与支払報告（○印）・特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

（「給与支払報告」を○印で囲む）

特別徴収義務者指定番号	00800000-0

異動前の特別徴収義務者が記入

宛先	刈谷市長	令和９年　４月　４日提出

給与支払者（特別徴収義務者）	
所在地又は住所	〒448-8501 ○○市××町18番
名称又は氏名	（株）　刈谷
法人番号又は個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4

連絡先	
部署	経理課　給与係
担当者	鈴木　花子
電話	0566-23-1111

給与所得者（異動者）	
フリガナ	ミカワ　シロウ
氏名	三河　四郎
生年月日	平成５年　１月　10日　旧姓
受給者番号	008-1234
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3
異動後の住所（現住所）	知立市広見３丁目150番地

特別徴収税額（年税額）	徴収済税額	未徴収税額
（ア）　円	月分から　月分まで（イ）　円	月分から　月分まで（ウ）=(ア)-(イ)　円

（この欄は「記入しない」）

異動年月日	異動事由
令和 9 年 3 月 31 日	1

異動事由：1 退職　2 転勤　3 休職　4 長期欠勤　5 死亡　6 税額が給与額より大きい　7 給与の支払が不定期　8 会社解散（左から番号を選択して記載）

未徴収税額（ウ）の徴収方法を　A　B　C　から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

Ⓐ 転勤・特別徴収継続（新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合）

（この欄は「記入しない」）

新特別徴収義務者	
所在地又は住所	〒
フリガナ	
名称又は氏名	
法人番号	
連絡先	部署　電話　担当者

月割額　　円を　　月分から納入します。（　月　日納期分）

新特別徴収義務者指定番号	新受給者番号
	なし・あり（　　）

特別徴収税額の納入方法（該当する納入方法にレをうってください）	納入書使用
	納入書不使用（金融機関の納入サービス利用）

Ⓑ 一括徴収（退職時の特別徴収義務者が給与から徴収する場合）

（この欄は「記入しない」）

一括徴収した税額は　　月分とあわせて納入（　月　日納期分）

一括徴収の理由（○印で囲んでください。）	1 異動が12月31日以前で、申出があったため（　日　申出） 2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため
一括徴収税額（（ウ）の金額）	円

●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。

Ⓒ 普通徴収（個人で納付する場合）（○印）

（該当項目を○印で囲む）

一括徴収しない場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。

1. 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため
2. 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため
3. 死亡による退職のため

◎異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

記載例４（退職等）普通徴収 …納税者が未徴収税額を直接納める場合

給与支払報告

市提出用　**特別徴収** に係る給与所得者異動届出書

「特別徴収」を○印で囲む

（現年度）・新年度

宛先　刈谷市長　令和８年　９月　２日提出	給与支払者（特別徴収義務者） 所在地又は住所	〒448-8501 ○○市××町18番	
	名称又は氏名	（株）刈谷	
	法人番号又は個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	
特別徴収義務者指定番号	00800000-0		
連絡先	部署	経理課　給与係	
	担当者	鈴木　花子	
	電話	0566-23-1111	

異動前の特別徴収義務者が記入 →

給与所得者（異動者）		特別徴収税額（年税額）	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動事由
フリガナ	ミカワ　サブロウ		６月分から	９月分から	令和８年	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 税額が給与額より大きい 7 給与の支払が不定期 8 会社解散
氏名	三河　三郎	給与天引きの済月を記入 →	８月分まで	５月分まで	８月	**1**（左から番号を選択して記載）
生年月日	平成２年　８月　20日　旧姓　岡崎				31日	
受給者番号	001-0022					
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	（ア）	（イ）	（ウ）=（ア）-（イ）		
異動後の住所（現住所）	高浜市碧海町３丁目10番地５	120,000円	30,000円	90,000円		

未徴収税額（ウ）の徴収方法を　A　B　C　から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

Ⓐ 転勤・特別徴収継続
新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合

（記入しない）

新特別徴収義務者	所在地又は住所	〒
	フリガナ	
	名称又は氏名	
	法人番号	
	連絡先	部署　電話　担当者
月割額	円を　月分から納入します。（　月　日納期分）	
新特別徴収義務者指定番号	新受給者番号　なし・あり（　）	
特別徴収税額の納入方法（該当する納入方法にレをうってください）	納入書使用 / 納入書不使用（金融機関の納入サービス利用）	

Ⓑ 一括徴収
退職時の特別徴収義務者が給与から徴収する場合

（記入しない）

一括徴収した税額は　月分とあわせて納入します。（　月　日　）

一括徴収の理由（○印で囲んでください。）	1 異動が12月31日以前で、申出があったため（　月　日　申出） 2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため
一括徴収税額（（ウ）の金額）	円

●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。

Ⓒ 普通徴収
個人で納付する場合

一括徴収しない場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。

① 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため

2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため

3 死亡による退職のため

該当項目を○印で囲む

◎異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

現年度 ・ 新年度

控え用

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※複数枚の使用が予想される場合はあらかじめコピーしてご使用ください。

宛先 刈谷市長 年 月 日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地又は住所	〒
		名称又は氏名	
		法人番号又は個人番号	

特別徴収義務者指定番号	
連絡先 部署	
担当者	
電話	

給与所得者（異動者）		特別徴収税額（年税額）	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動事由
フリガナ			月分から 月分まで	月分から 月分まで	年 月 日	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 税額が給与額より大きい 7 給与の支払が不定期 8 会社解散 左から番号を選択して記載
氏名						
生年月日	年 月 日 旧姓					
受給者番号						
個人番号						
異動後の住所（現住所）		（ア） 円	（イ） 円	（ウ）=(ア)-(イ) 円		

未徴収税額（ウ）の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

Ⓐ 転勤・特別徴収継続

新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合

新特別徴収義務者	所在地又は住所	〒
	フリガナ	
	名称又は氏名	
	法人番号	
	連絡先	部署　　担当者
		電話

月割額 円を 月分から納入します。
（ 月 日納期分）

新特別徴収義務者指定番号	新受給者番号
	なし・あり（ ）

特別徴収税額の納入方法（該当する納入方法にレをうってください）	
	納入書使用
	納入書不使用（金融機関の納入サービス利用）

Ⓑ 一括徴収

退職時の特別徴収義務者が給与から徴収する場合

一括徴収した税額は 月分とあわせて納入します。
（ 月 日納期分）

一括徴収の理由（○印で囲んでください。）	1 異動が12月31日以前で、申出があったため（ 月 日 申出） 2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため
一括徴収税額（（ウ）の金額）	円

●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。

Ⓒ 普通徴収

個人で納付する場合

一括徴収しない場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。

1 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため
2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため
3 死亡による退職のため

◎異動のあった月の翌月の
10日までに提出してください。

※複数枚の使用が予想される場合はあらかじめコピーしてご使用ください。

市提出用

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

現年度 ・ 新年度

特別徴収義務者指定番号	

宛先 刈谷市長 年 月 日提出	給与支払者(特別徴収義務者)		
	所在地又は住所	〒	
	名称又は氏名		
	法人番号又は個人番号		

連絡先	
部署	
担当者	
電話	

給与所得者(異動者)		特別徴収税額(年税額)	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動事由
フリガナ			月分から 月分まで	月分から 月分まで	年 月 日	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 税額が給与額より大きい 7 給与の支払が不定期 8 会社解散 左から番号を選択して記載
氏名						
生年月日	年 月 日 旧姓					
受給者番号						
個人番号		(ア) 円	(イ) 円	(ウ)=(ア)-(イ) 円		
異動後の住所(現住所)						

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

Ⓐ 転勤・特別徴収継続

新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合

新特別徴収義務者			
所在地又は住所	〒		
フリガナ			
名称又は氏名			
法人番号			
連絡先	部署		担当者
	電話		

月割額　　円を　　月分から納入します。
(　　月　　日納期分)

新特別徴収義務者指定番号	新受給者番号
	なし・あり ( )

特別徴収税額の納入方法(該当する納入方法にレをうってください)		納入書使用
		納入書不使用(金融機関の納入サービス利用)

Ⓑ 一括徴収

退職時の特別徴収義務者が給与から徴収する場合

一括徴収した税額は　　月分とあわせて納入します。
(　　月　　日納期分)

一括徴収の理由(○印で囲んでください。)	1 異動が12月31日以前で、申出があったため (月 日 申出) 2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため
一括徴収税額((ウ)の金額)	円

●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。

Ⓒ 普通徴収

個人で納付する場合

一括徴収しない場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。

1 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため
2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため
3 死亡による退職のため

◎異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

「普通徴収から特別徴収への変更依頼書」記載例

※複数枚の使用が予想される場合は、あらかじめコピーしてご使用ください。

納入書または特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）に記載された番号を必ず記入してください。

普通徴収から特別徴収への変更依頼書

市町村処理欄	自主 ・ 口座
特別徴収義務者指定番号	
00800000-0	

※新規採用、中途就職等により特別徴収を新たに希望する場合は、
この変更依頼書に必要事項を記入の上提出してください。
確認後、特別徴収税額変更通知書を送付しますので、記載の月割額を徴収してください。
なお、普通徴収から切り替えられる税額は、納期未到来分のみとなります。

刈谷市長	給与支払者（特別徴収義務者）	フリガナ	カリヤ	連絡先	部署	人事 課 給与 係
		名称又は氏名	㈱ 刈谷			
令和8年9月10日提出		所在地又は住所	〒448－8501 刈谷市東陽町1丁目1番地		担当者	刈谷 花子
					電話	(0566)62-1205
		法人番号				

※個人事業主の場合、個人番号（マイナンバー）は記入しないでください。

給与所得者	フリガナ	カリヤ タロウ	10 月分(翌月/10日納期限分)より特別徴収を希望します。
	氏名	刈谷 太郎	
	住所	刈谷市大手町二丁目25番地	普通徴収税額 288,000円
	生年月日	大・㊧昭・平 56年10月20日	2 期分までの 216,000 円は、本人が納付します。
	受給者番号（従業員番号）	①なし 2．あり（ ）	※納期限が過ぎた普通徴収税額は、切替できません。納税者自身で納付するようご案内ください。 ※受給者番号は、給与支払者から給与所得者に付与している従業員番号等がある場合にご記入ください。 ※特別徴収税額通知書の電子受取を希望される場合は、受給者番号が必須となります。

※複数枚の使用が予想される場合は、あらかじめコピーしてご使用ください。

納入書または特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）に記載された番号を必ず記入してください。

普通徴収から特別徴収への変更依頼書

市町村 処理欄	自主　・　口座
特別徴収義務者指定番号	

※新規採用、中途就職等により特別徴収を新たに希望する場合は、
この変更依頼書に必要事項を記入の上提出してください。
確認後、特別徴収税額変更通知書を送付しますので、記載の月割額を徴収してください。
なお、普通徴収から切り替えられる税額は、納期未到来分のみとなります。

刈谷市長 年　月　日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	フリガナ		連絡先	部署	課　　係
		名称又は氏名			担当者	
		所在地又は住所	〒		電話	
		法人番号				

※個人事業主の場合、個人番号（マイナンバー）は記入しないでください。

給与所得者	フリガナ			
	氏　名			□ 月分（翌月/10日納期限分）より特別徴収を希望します。
	住　所			普通徴収税額　　　　円
	生年月日	大・昭・平　　年　月　日		□ 期分までの　　　　円は、本人が納付します。
	受給者番号（従業員番号）	1. なし 2. あり（　　　　）		※納期限が過ぎた普通徴収税額は、切替できません。納税者自身で納付するようご案内ください。 ※受給者番号は、給与支払者から給与所得者に付与している従業員番号等がある場合にご記入ください。 ※特別徴収税額通知書の電子受取を希望される場合は、受給者番号が必須となります。

納入書記載例

※納入書が不足する場合は、コピーしてご使用ください。

領収証書

愛知県 刈谷市	個人市民税 個人県民税 森林環境税
市コード	領収証書 公
232106	

口座番号	加入者名
00890-3-960418	刈谷市会計管理者
	指定番号
令和8年 7月分	00800000-0

納入金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
給与分（一括徴収分を含む。）				1	0	0	0	0	0
退職所得分				2	5	0	0	0	0
延滞金									
合計額				3	5	0	0	0	0

納期限	令和8年 8月10日

（特別徴収義務者）

住所又は所在地 〒448-8501

刈谷市東陽町一丁目1番地

氏名又は名称

（株） 刈 谷 様

上記のとおり領収しました。

領収日付印

（納入者保管）

退職・転勤等の異動があったときは、必ず異動届出書を提出してください。

納入書

愛知県 刈谷市	個人市民税 個人県民税 森林環境税
市コード	納入書 公
232106	

口座番号	加入者名
00890-3-960418	刈谷市会計管理者
	指定番号
令和8年 7月分	00800000-0

納入金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
給与分（一括徴収分を含む。）				1	0	0	0	0	0
退職所得分				2	5	0	0	0	0
延滞金									
合計額				3	5	0	0	0	0

納期限	令和8年 8月10日

（特別徴収義務者）

住所又は所在地 〒448-8501

刈谷市東陽町一丁目1番地

氏名又は名称

（株） 刈 谷 様

上記のとおり領収しました。

領収日付印

（金融機関・ゆうちょ銀行等保管）

退職手当等に係る所得割額がある場合は、必ず「納入金額」の「退職所得分」欄及び裏面の納入申告書に記載してください。

納入済通知書

愛知県 刈谷市	個人市民税 個人県民税 森林環境税
市コード	納入済通知書 公
232106	

口座番号	加入者名
00890-3-960418	刈谷市会計管理者
	指定番号
令和8年 7月分	00800000-0

納入金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
給与分（一括徴収分を含む。）				1	0	0	0	0	0
退職所得分				2	5	0	0	0	0
延滞金									
合計額				3	5	0	0	0	0

納期限	令和8年 8月10日

（特別徴収義務者）

住所又は所在地 〒448-8501

刈谷市東陽町一丁目1番地

氏名又は名称

（株） 刈 谷 納

取りまとめ店

ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター
（〒469-8794）

上記のとおり通知します。
（取りまとめ店）
（受付店→㈱三菱UFJ銀行
刈谷支店→刈 谷 市）

領収日付印

（刈谷市保管）

市民税 県民税 納入申告書	
刈谷市長 令和8年8月10日 提出	受付印

令和8年7月分	人員	1人

		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
退職手当等支払金額				2	0	0	0	0	0	0	0
特別徴収税額	市民税					1	5	0	0	0	0
	県民税					1	0	0	0	0	0

特別徴収義務者		
	住所(居所)又は所在地	〒448-8501 刈谷市東陽町一丁目1番地
	氏名又は名称	(株) 刈谷
	法人番号又は個人番号	0000112233445

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

個人事業主の特別徴収義務者が使用する場合は「右記の納入申告書の記載について(3)」を確認してください。

納入する際の注意事項

(1) この用紙は、給与から差し引いて納めていただく市民税・県民税・森林環境税の月割額を納入するときに使用していただくとともに、退職手当等が支払われた月は、その退職手当等から差し引いた所得割額もあわせて納入することができるようになっています。

(2) 給与から差し引いた月割額及び一括徴収分は「納入金額」の「給与分」欄に記入し、退職手当等に係る所得割額は「納入金額」の「退職所得分」欄に記入してください。

左記の納入申告書の記載について

(1)「　年　月分」欄には退職所得等を支払った年月(和暦)を、「人員」欄には退職手当等に係る所得割額を徴収した人員を、「退職手当等支払金額」欄には支払われた退職金等の合計額を記入してください。

(2) 特別徴収税額の「市民税」・「県民税」欄には退職者の退職手当等から徴収された分離課税にかかる所得割の市民税の合計額と県民税の合計額を記入してください。

(3) 個人事業主の特別徴収義務者が、左記の市民税・県民税納入申告書を使用する場合は、納入書の表面のみ記載したものを金融機関等に提出してください。(裏面の納入申告書は記載しないでください。)
市民税・県民税納入申告書は、予備の納入書の裏面に記載し、個人番号が記載されるため金融機関等を経由せずに、郵送等により直接刈谷市役所税務課に提出してください。またその際、事業主の身元確認書類と番号確認書類の写しを同封してください。

納入場所

三菱UFJ銀行
あいち中央農業協同組合
岡崎信用金庫
碧海信用金庫
名古屋銀行
あいち銀行
西尾信用金庫
十六銀行
愛知県中央信用組合
豊田信用金庫
東海労働金庫
百五銀行
知多信用金庫
京都銀行

東海四県(愛知・岐阜・三重・静岡)に所在するゆうちょ銀行・郵便局又は指定されたゆうちょ銀行・郵便局

金融機関の名称は統廃合等により変更される場合があります。

※この納入書でお支払い後、1ヵ月以内に納税証明書が必要な方は、証明申請時に領収証書をお持ちください。

※納入書が不足する場合は、コピーしてご使用ください。

愛知県
刈谷市
市コード 232106

個人市民税
個人県民税
森林環境税
領収証書 ㊫

口座番号	加入者名
00890-3-960418	刈谷市会計管理者
	指定番号
年　月分	

納入金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
給与分（一括徴収分を含む。）									
退職所得分									
延滞金									
合計額									

納期限　　年　月　日

（特別徴収義務者）
住所又は所在地　〒

氏名又は名称

様

上記のとおり領収しました。

領収日付印

（納入者保管）

切り取り

退職・転勤等の異動があったときは、必ず異動届出書を提出してください。

愛知県
刈谷市
市コード 232106

個人市民税
個人県民税
森林環境税
納入書 ㊫

口座番号	加入者名
00890-3-960418	刈谷市会計管理者
	指定番号
年　月分	

納入金額	億	千	百	十	万	千	百		
給与分（一括徴収分を含む。）									
退職所得分									
延滞金									
合計額									

納期限　　年　月　日

（特別徴収義務者）
住所又は所在地　〒

氏名又は名称

上記のとおり領収します。

領収日付印

（金融機関・ゆうちょ銀行等保管）

切り取り

退職手当等に係る所得割額がある場合は、必ず「納入金額」の「退職所得分」欄及び裏面の納入申告書に記載してください。

愛知県
刈谷市
市コード 232106

個人市民税
個人県民税
森林環境税
納入済通知書 ㊫

口座番号	加入者名
00890-3-960418	刈谷市会計管理者
	指定番号
年　月分	

納入金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
給与分（一括徴収分を含む。）									
退職所得分									
延滞金									
合計額									

納期限　　年　月　日

（特別徴収義務者）
住所又は所在地　〒

氏名又は名称

納

取りまとめ店
ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター
（〒469-8794）

上記のとおり通知します。
（取りまとめ店）
（受付店→㈱三菱UFJ銀行
刈谷支店→刈谷市）

領収日付印

（刈谷市保管）

切り取り

市民税
県民税 **納入申告書**

刈谷市長 年　月　日提出	受付印

年　月分	人員	人

		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
退職手当等支払金額											
特別徴収税額	市民税										
	県民税										

特別徴収義務者		
	住所（居所）又は所在地	〒
	氏名又は名称	
	法人番号又は個人番号	

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

個人事業主の特別徴収義務者が使用する場合は「右記の納入申告書の記載について（3）」を確認してください。

納入する際の注意事項

(1)　この用紙は、給与から差し引いて納めていただく市民税・県民税・森林環境税の月割額を納入するときに使用していただくとともに、退職手当等が支払われた月は、その退職手当等から差し引いた所得割額もあわせて納入することができるようになっています。

(2)　給与から差し引いた月割額及び一括徴収分は「納入金額」の「給与分」欄に記入し、退職手当等に係る所得割額は「納入金額」の「退職所得分」欄に記入してください。

左記の納入申告書の記載について

(1)「　　年　月分」欄には退職所得等を支払った年月（和暦）を、「人員」欄には退職手当等に係る所得割額を徴収した人員を、「退職手当等支払金額」欄には支払われた退職金等の合計額を記入してください。

(2)　特別徴収税額の「市民税」・「県民税」欄には退職者の退職手当等から徴収された分離課税にかかる所得割の市民税の合計額と県民税の合計額を記入してください。

(3)　個人事業主の特別徴収義務者が、左記の市民税・県民税納入申告書を使用する場合は、納入書の表面のみ記載したものを金融機関等に提出してください。（裏面の納入申告書は記載しないでください。）
市民税・県民税納入申告書は、予備の納入書の裏面に記載し、個人番号が記載されるため金融機関等を経由せずに、郵送等により直接刈谷市役所税務課に提出してください。またその際、事業主の身元確認書類と番号確認書類の写しを同封してください。

納　入　場　所

三菱ＵＦＪ銀行
あいち中央農業協同組合
岡崎信用金庫
碧海信用金庫
名古屋銀行
あいち銀行
西尾信用金庫
十六銀行
愛知県中央信用組合
豊田信用金庫
東海労働金庫
百五銀行
知多信用金庫
京都銀行

東海四県（愛知・岐阜・三重・静岡）に所在するゆうちょ銀行・郵便局
又は指定されたゆうちょ銀行・郵便局

金融機関の名称は統廃合等により変更される場合があります。

※この納入書でお支払い後、1ヵ月以内に納税証明書が必要な方は、証明申請時に領収証書をお持ちください。

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

<table>
<tr><td rowspan="3">刈　谷　市　長

年　　月　　日提出</td><td rowspan="3">申
請
者</td><td>所在地
(住所)</td><td></td><td>特別徴収義務者
指定番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>名　称
(氏名)</td><td></td><td>法人番号
(個人事業主は記入不要)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>代表者</td><td></td><td>連絡先</td><td>部　署
担当者
電　話</td><td>課　　係</td></tr>
</table>

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例に関する承認を申請します。

納期の特例を受けようとする税額	年　　月分以降に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額　　円					
申請の日前6か月間の給与の支払状況 （　）内には、支払いを受けた総人員のうち、臨時雇用者に係るものについて記入してください。	支払月別	受給者総人員	支払った金額	支払月別	受給者総人員	支払った金額
	年　月分	人 (　人)	円 (　円)	年　月分	人 (　人)	円 (　円)
	年　月分	人 (　人)	円 (　円)	年　月分	人 (　人)	円 (　円)
	年　月分	人 (　人)	円 (　円)	年　月分	人 (　人)	円 (　円)
現に市税の滞納または最近における著しい納付若しくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由						

※前年度以前に、納期の特例申請をされた事業所で、本年度も引き続き納期の特例を希望される場合は、新たに申請書の提出の必要はありません。
ただし、納期の特例の条件に該当しなくなった場合には、承認を取り消します。

※納期の特例を取りやめる場合は、下記までご連絡ください。

提出先及び連絡先　刈谷市役所税務課　☎0566(62)1205（直通）

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

○所在地・名称等変更があった場合はすみやかに提出してください。
○刈谷市において法人市民税の申告が必要な法人については、別途「法人の異動等申告書（市ホームページ ページＩＤ：1003015）」を提出してください。

刈谷市長	特別徴収義務者	所在地		特別徴収義務者 指定番号	
		名称		法人番号	※個人事業主の場合、個人番号の記入は不要です。
年　月　日 提出		代表者の 職氏名		連絡先	部署
					担当者
					電話　（　　　）　－

※変更のあった項目のみ記入してください（フリガナを必ずふってください。）

変更年月日　　年　　月　　日

事項	変更前	変更後
フリガナ		
所在地	〒	〒
フリガナ		
方書		
フリガナ		
名称		
電話番号	（　　　）　－	（　　　）　－

変更理由（該当理由を○で囲んでください。）

名称の変更理由	所在地の変更理由
1 社名変更 2 特別徴収事務の一本化 3 合併による変更 4 新法人の設立	1 本店移転登記のため 2 特別徴収事務の一本化 3 その他 （　　　　　）

「3 合併による変更の場合」

合併の相手先（　　　　　　　　　　）

※登記上解散した法人の指定番号は使用できません。
※合併、新法人の設立により指定番号が変わる場合、別途 **給与所得者異動届出書の提出が必要**になります。

送付先

※特別徴収関係書類の送付先を上記以外の場所に希望される場合に記入してください。

フリガナ	
送付先住所地	〒
フリガナ	
名称	
電話番号	（　　　）　－